

## 道路交通騒音 - 法改正のあらまし - (平成 12 年)

平成 11 年 4 月 1 日施行された新環境基準に始まった道路交通騒音を取り巻く法改正は、平成 12 年 4 月 1 日施行の騒音規制法第 17 条第 1 項の自動車騒音の要請限度の改正をもって、完了しました。

今回の法改正は、自動車騒音の評価方法を大きく変えるもので、今後騒音対策を講ずる前には必ず、新しい法令に基づく評価を得ておく必要があります。ここでは、評価値の違いと新環境基準の概略を紹介します。

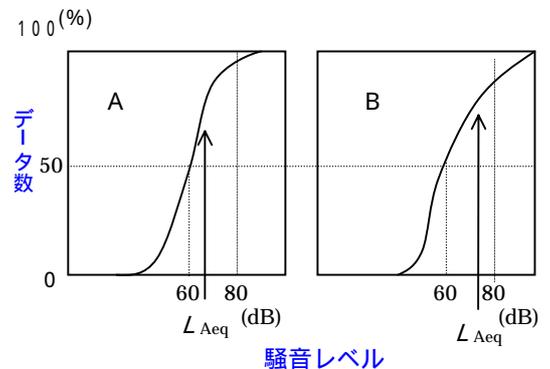
### 評価値が $L_{A50}$ から $L_{Aeq}$ に

$L_{A50}$  とは統計でいう中央値で、100 個のデータを大きい順に並べて 50 番目の値という意味でしかありません。右の例では、A 地点も B 地点も  $L_{A50}=60\text{dB}$  ですが、80dB 以上のデータ数は大きく異なります。

人間の感覚では B 地点の方が騒音が大きいと感じますが、 $L_{A50}$  では表せませんでした。

そこで、登場するのが  $L_{Aeq}$ 、等価騒音レベルと呼ばれるものです。これは、日本以外の世界中で採用

されている値で、音圧エネルギーの測定時間内の平均値です。A、B 地点の等価騒音レベルを矢印で示していますが、このような場合、B 地点の方が高い値を示します。また、騒音レベル(dB)は音圧値の対数をとっているため、 $L_{Aeq}$  は d B 値の算術平均よりも高めにできます。なお、 $L_{A50}$  と  $L_{Aeq}$  の <sub>A</sub> は、A 特性と呼ばれる人間の感覚補正がかけられていることを示しています。



### 新環境基準の概略

基準値は、等価騒音レベルによる。

地域の類型を 4 つに分け、昼間(午前 6 時～午後 10 時)と夜間の基準値を設ける。

また、道路に面する地域の基準値は別に設け、さらに幹線交通を担う道路に隣接する場合の基準値は、昼間で 70dB 以下、夜間で 65dB 以下とする。

環境基準の達成期間は施行後 10 年(平成 21 年)とし、夜間騒音が 73dB を超える住居等が存在する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

#### 参考資料

・平成 10 年度環境庁告知第 64 号 (<http://www.eic.or.jp/eanet/kijun/oto1-1.html>)

・JIS Z8731:1999「環境騒音の表示・測定方法」

**当社が所有する騒音レベル測定器及び記録器は、全て新環境基準に適合しています**



建設総合コンサルタント

中央開発株式会社

URL : <http://www.ckcnet.co.jp/>

【技術サポート】

探査計測部 担当：杉山・川上

埼玉県川口市西青木 3-4-2

TEL 048(250)1481 FAX 048(250)1410